

甲南スポーツ教育力強化支援
寄付金のご案内

甲南スポーツ教育力強化支援寄付金についてお考えの皆さまへ

<甲南学園のスポーツ教育力強化政策とは>

教育界が厳しい競争時代を迎えている中で、甲南学園がその競争力を高めるための最重要課題は「教育の質的向上」を図ることです。その成果は、様々なかたちで社会的な評価を受けることになり、有為な人材をいかに多く輩出するかが大切な指標のひとつとなります。

「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を啓発する人物教育の率先」という建学の理念のもと、勉学だけでなく、人格形成や身体づくりを重視し、健全な常識を追求した甲南の「ひと創り」は、実に数多くの“型にははまらない”人物を育ててきました。

その歴史の中では、スポーツに優れた能力を発揮する人材も数多く輩出し、特に大学開学後間もない頃には、世界レベルで活躍する人材も生まれ、甲南の名を大いに高め、学園に活気を与えました。そのうちには、社会で輝かしい活躍をしている人材も少なからず存在し、先に述べた甲南の建学の理念（個性）を体現する本学園卒業生のひとつのスタイルを表していたと言えます。

当時からは、社会のニーズや価値観が大きく変化していますが、人格形成の中で果たすスポーツの役割に寄せられる期待は更に高まっており、スポーツでの活躍による、学生、卒業生、保護者、教職員の甲南に対するアイデンティティの高揚、知名度向上によるブランド力の強化という側面においても、甲南スポーツが活気を取り戻す意義は大きいと考えています。

これらのことに鑑み、大学はもとより、高等学校・中学校との一貫体制をも視野に入れたスポーツ強化・支援を行う組織として、平成18年、学園事務組織に「甲南学園スポーツ強化支援室」が設置されました。

以来、スポーツ強化支援室では「スポーツ教育力の強化」を掲げ、強化指定団体制度をはじめとする各種助成金を設け資金的支援を図るとともに、戦績のPR、各クラブ団体との面談等を通じた学修指導等にも取り組み、各クラブ団体、関係者各位の努力によって、文武両道をモットーとした戦績向上が着実に見えはじめています。

<甲南スポーツ教育力強化支援寄付金のお願い>

このたび、更なるスポーツ教育力強化支援事業の充実を図り、一般学生や父母、教職員、学園関係者、卒業生をはじめ、広く社会から支持される団体・学生アスリートの育成を目指し、原則、学園が強化指定団体に指定する甲南大学体育会所属団体を寄付受入の対象として、当該体育会所属団体のOB・OG 会員、同会員が経営又は就労する法人、及び同団体に関係する教職員（クラブ顧問、OB・OG 会員）個人が、体育会クラブを指定して寄付することができる制度を整えました。

ご芳志いただいたご寄付は、甲南スポーツ教育力強化支援寄付金として、スポーツ強化支援室が構築している強化支援制度の仕組みの中で、強化支援を目的に使用させていただきます。

ぜひとも、甲南学園のスポーツ教育力強化支援事業にご理解・ご賛同いただき、皆様からのご支援・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。



<寄付の目的>

自治会が支給する体育会所属団体への自治会費に寄付金を加え、スポーツ教育力強化支援事業の充実を図ることを目的とします。

<寄付の受入対象>

原則、学園が強化指定団体に指定する下記の甲南大学体育会所属団体とします。

第6期スポーツ強化支援事業 第6期強化指定団体一覧

強化指定期間：2026年4月1日から
2030年3月31日迄

指定区分	体育会団体
特別強化指定団体	女子陸上競技部、硬式庭球部
強化指定団体	アメリカンフットボール部、弓道部、硬式野球部、サッカー部 柔道部、バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部、 ラグビーフットボール部

※強化指定団体以外の団体への寄付を希望される場合は、スポーツ強化支援室にご相談下さい。

<寄付の募集期間>

スポーツ教育力強化支援事業の実施期間中に合わせて募集します。
年度内の募集期間は、財務処理の都合上、毎年度4月1日から12月15日必着とします。(12月にお申込みいただく場合、入金手続きを含め12月15日までをお願いいたします。)

<寄付募集の対象者>

寄付の対象となる当該体育会所属団体のOB・OG会員個人、同会員が経営又は就労する法人、及び同団体に関する教職員(クラブ顧問、OB・OG会員)個人とします。

※OB・OG会員は、自身の所属団体以外の団体に寄付することはできません。

⇒寄付金に対する減免税等措置の詳細は7頁8頁を参照。

<寄付金の使途>

寄付金は、原則、スポーツ強化指定団体制度に基づく以下の重点強化助成の費目とし、寄付の対象となる体育会所属団体が受入の都度、作成する使途計画書で計画された活動経費とします。

(1) 強化のために必要な指導者にかかる経費

(2) 強化合宿費：①交通費(鉄道賃・船賃・航空賃)、②宿泊費、③施設使用料

(3) 強化のための試合遠征費：

※自らが主催又は相手方から招聘を受ける試合で公式戦・定期戦・交流戦を除く。

①交通費(鉄道賃・船賃・航空賃)、②宿泊費、③参加費、④施設使用料

(4) 強化のために必要な備品・用具

(5) スカウティング活動費：①交通費(鉄道賃、船賃、航空賃)、②宿泊費

[上記に加えて、本寄付金の対象として認める経費]

大会遠征費：①交通費（鉄道賃・船賃・航空賃）、②宿泊費、③参加費

※主催が中央競技団体に係る学生連盟等であり、学生又は日本一を決める大会に限る。

[対象とならない経費]

レンタカー代、ガソリン代、競技のために最低限必要な備品用具、飲食費、その他強化との関係性が薄いものや学校法人の用途として不適切なもの

<寄付金の使用期間>

寄付金は寄付があった都度、受入処理を行い、使用することができます。

寄付金を使用できる期間は、4月から9月末までのⅠ期と10月から3月までのⅡ期を設け、Ⅰ期からⅡ期（寄付金を受入れた当該年度の4月から3月まで）又は、Ⅱ期から次年度のⅠ期迄の期間（寄付金を受入れた当該年度の10月から翌年度の9月末）とします。原則として、2期間（計1年間）を超える繰り越しは認められません。

【寄付受付との使用期間の関係】

①寄付を4月から9月末までの間に受け付けた場合

4月から 9月末まで

寄付金を使用できる期間

《 1 年 間 》

寄付金を受入れた当該年度			
Ⅰ期	Ⅱ期		
4月から	9月末まで	10月から	3月末まで

②寄付を10月から12月15日までの間に受け付けた場合

10月から12月15日まで ③

寄付金を使用できる期間

《 1 年 間 》

寄付金を受入れた当該年度		翌年度	
Ⅱ期	Ⅰ期		
10月から	3月末まで	4月から	9月末まで

③12月16日から3月末までの間に寄付の申し出があった場合

寄付の受け付けは行わず、翌年度の4月以降に受け付けを行います。⇒①のケースで処理

<寄付の受入条件>

- ・寄付者が寄付金の執行管理を学園に委ね、且つ寄付の対象となる体育会所属団体がその寄付金の受入を希望する場合があります。
- ・1回あたりの寄付金受入金額は、10万円以上とします。
- ・財務処理の都合上、12月にお申込みいただく場合、入金手続き含め12月15日までにお願いいたします。

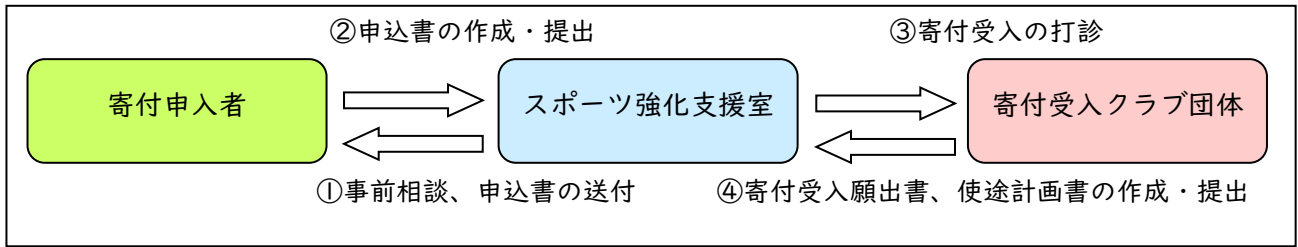
※高額寄付については、別途スポーツ強化支援室にご相談下さい。

<寄付金の管理方法、及び手続の概略>

- ・寄付金は甲南学園名義の銀行口座で財務部が管理し、学校法人会計によって処理します。
- ・寄付金はスポーツ強化支援室の予算として措置し、スポーツ強化支援室は、スポーツ強化指定団体制度に基づく重点強化助成の手続きに準じて、寄付の対象となる体育会所属団体に寄付金を支給し、執行管理を行います。
- ・寄付を受けた団体に虚偽の申請や報告、使用等不正の事実が判明した場合や、団体が活動停止以上の処分を受けた場合には、寄付金受入の取り消し、寄付金返還等の措置を取ります。
- ・寄付金の減免税等手続きについては、つながる学園推進室より、寄付者に必要手続き書類を送付し案内します。

<スポーツ強化支援寄付金の流れ>

寄付金受入のマッチング



①事前相談、申込書の送付

寄付をご検討の際には、寄付受入先の団体又はスポーツ強化支援室にご相談下さい。ご相談を承った後にスポーツ強化支援室より、「寄付金申込書」をご送付いたします。

②申込書の作成・提出

寄付申込者には「寄付金申込書」を作成いただきます。作成後は、スポーツ強化支援室に「寄付金申込書」をご提出ください。

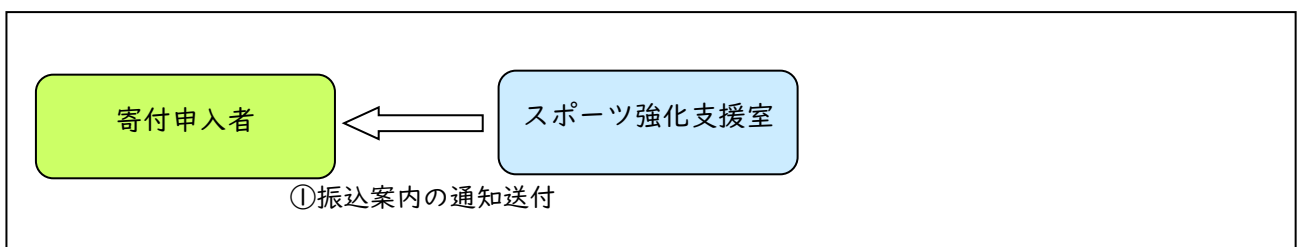
③寄付受入の打診

スポーツ強化支援室よりご指定のクラブ団体に寄付受入の可否を打診します。受入ができない場合は、スポーツ強化支援室より寄付申込者宛てに理由書をお送りいたします。

④寄付受入依頼、使途計画書の作成・提出

寄付金の受入が可能なクラブ団体は「使途計画書」「受入依頼書願出書」を作成し、スポーツ強化支援室に提出します。

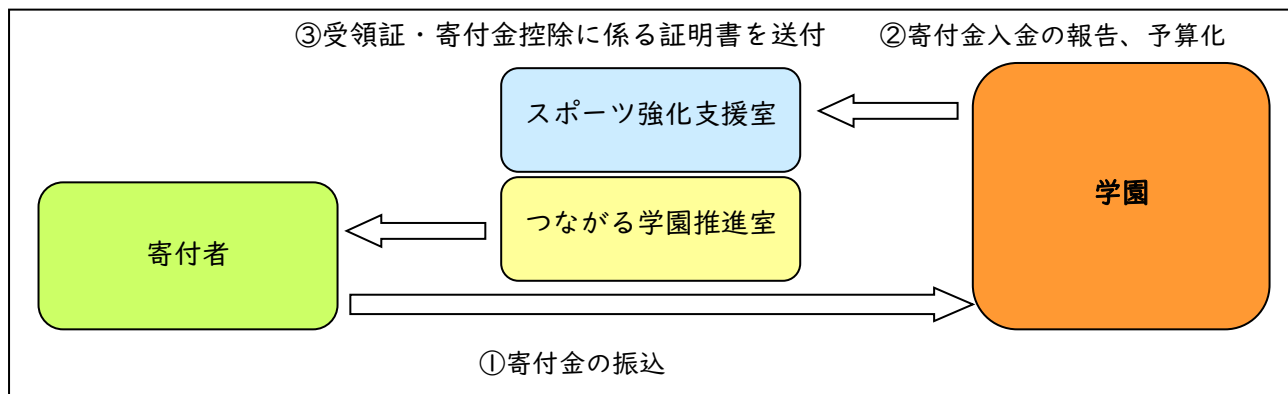
寄付金受入れの可否決定



①振込案内の通知送付

スポーツ強化支援室より寄付申込者宛てに振込案内をお送りします。

寄付金の受入、予算化



①寄付金の振込

スポーツ強化支援室からの案内に基づき、学園の指定口座に寄付金をお振込みください。

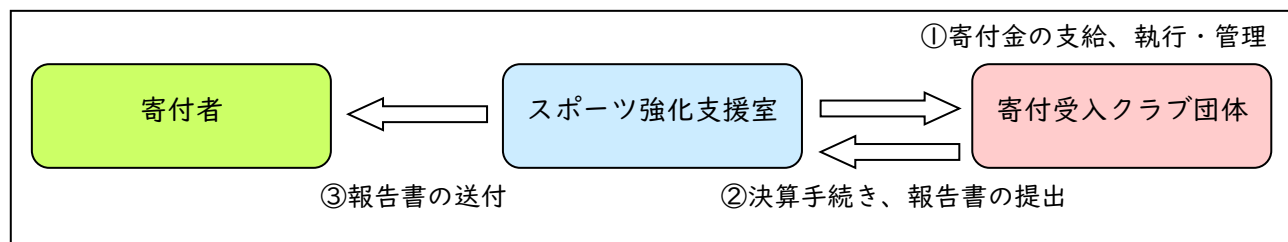
②寄付金入金の報告、予算化

学園は入金を確認した後、寄付金をスポーツ強化支援室に予算として措置します。

③受領証・寄付金控除に係る証明書を送付

つながる学園推進室より、寄付者に受領証・寄付金控除に係る証明書をお送りいたします。
寄付金に対する減免税の手続きは次項以降をご参照の上、各位でお手続きください。

寄付金支給・執行管理・報告



①寄付金の支給、執行・管理

スポーツ強化支援室より、寄付受入クラブ団体が指定する専用口座に寄付金を入金します。

②決算手続き、報告書の提出

寄付受入クラブ団体は、使途計画書に基づいて執行するとともに、学園から支給される強化支援費と合わせて、スポーツ強化支援室による会計監査を受けるとともに、年度末には決算報告書及び成果報告書をスポーツ強化支援室に提出します。

③報告書の送付

スポーツ強化支援室より、成果報告書を寄付者にお送りさせていただきます。

個人の場合

平成 23 年度税制改正により、既存の「所得控除制度」に加え、新たに「税額控除制度」の適用を受けられるようになりました。寄付者の皆様には、いずれか一方の制度をご自身でご選択いただき、適用を受けていただくことができます。（「税額控除制度」は、平成 23 年 1 月 1 日以降にご入金頂いた寄付金が対象です。）

①所得控除制度（既存の制度）

$$\text{（寄付金額 - 2,000円）} \times \text{税率} = \text{税額から控除される額}$$

※「寄付金額」については、年間総所得額の40%までが対象となります。

⇒税率をもとにして控除額を算定するため、所得税率の高い高所得者の方が減税効果は大きい。
例) 寄付金 10 万円、課税総所得金額が 700 万円の場合の減税額：22,540 円

②税額控除制度

（新たに導入された制度。平成 23 年 1 月 1 日以降にご入金頂いた寄付金が対象）

$$\text{（寄付金額 - 2,000円）} \times 40\% = \text{税額から控除される額}$$

※「寄付金額」については、年間総所得額の40%までが対象となります。
※「税額から控除される額」については、その年の所得税額の25%までを限度とします。

⇒税率に関係なく控除額を算定するため、小口の寄付にも減税効果は大きい。
例) 寄付金 10 万円の場合の減税額：39,200 円

税額控除制度は、ほとんどの場合、所得控除制度よりも税制面で有利になります。ただし、当該年度の所得税額を越えるような多額のご寄付をいただいた場合などは、所得控除の方が有利になることがありますので、詳細については所轄税務署へお問い合わせください。

控除の手続きは、寄付をした翌年の確定申告で行ってください。

確定申告の際には、以下の書類が必要となります。

- ・受領証 … 領収印のある郵便振替払込金受領証（振込金（兼手数料）受領証）
- ・寄付金控除に係る証明書 … 入金後、学園より送付いたします。（「特定公益増進法人証明書（写）」及び「税額控除に係る証明書（写）」）

神戸市の個人住民税については、条例によって寄付金税額控除の対象とされますので、確定申告時に申告して下さい。

法人の場合

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）の「受配者指定寄付金」となり、寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。事業団への諸手続きは甲南学園が行います。

[受配者指定寄付金の流れ]



1. ご入金いただきました寄付金は、本学園より一旦、事業団に入金します。
2. 事業団から「寄付金受領書」が本学園に発行され次第、寄付者にお送りいたします。
3. 損金算入手続きには、この「寄付金受領書」が必要となります。

※「寄付金受領書」の発行には、事業団に送金後1ヶ月程度要しますので、決算でお急ぎの場合は、つながる学園推進室にご相談ください。

<寄付金受領書に関する問合せ先>

甲南学園 つながる学園推進室

〒658-8501 神戸市東灘区岡本 8-9-1

TEL : 078-435-2323 (直通)

E-mail : tunagaru@adm.konan-u.ac.jp

令和〇年〇月〇日

スポーツ教育力強化支援寄付金申込書

甲南学園 理事長 殿

寄付者

住 所 ○○○○・・・

氏 名 ○ ○ ○ ○

スポーツ教育力強化支援寄付金として下記のとおり寄付いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 寄付金額 金〇〇円 也
2. 寄付の目的 体育会〇〇部に対するスポーツ教育力強化支援
3. 使途の条件 〇〇にかかる経費
4. 振込予定日 令和〇年〇月〇日
5. 寄付者担当者連絡先
住所：○○○○・・・
氏名：○○○○
電話：(…) … -……
e-mail： ……@… ……
6. 本学園、寄付申入先体育会クラブとの関係
体育会〇〇部のOB会員

以 上

受 配 者 指 定 寄 付 申 込 書

学園用

令和〇年月〇月〇日

学校法人 甲 南 学 園
理事長 長 坂 悦 敬 殿

寄付者所在地（〒000 - 0000）
〇〇〇〇〇・・・・

寄付法人名（社名）
株式会社〇〇〇〇

代表者名 代表取締役社長 〇〇〇〇

下記のとおり寄付を申し込みます。

記

寄付金の額	金	〇〇	円
寄付金払込期日（振込予定日）	令和	〇年	〇月 〇日
寄付金の使途（ご希望の使途に〇をお付けください。 〇のない場合は、指定なしとして取り扱わせていただきます。）			
①	大学の教育研究に要する経常的経費に充当（体育会		部宛）
2	高等学校・中学校の教育研究に要する経常的経費に充当		
3	大学の敷地、校舎、施設、設備の整備資金及びその借入金返済の費用		
4	高等学校・中学校の敷地、校舎、施設、設備の整備資金及びその借入金返済の費用		
5	大学の奨学助成基金（給付制奨学金）の増額		

※以下の使途へのお申し込みの場合は事前にご相談ください。

- 6 大学の奨学助成（給付制奨学金）〈取崩し型基金〉
- 7 高等学校・中学校の奨学助成（給付制奨学金）〈取崩し型基金〉

（注）寄付申込書は、日本私立学校・振興共済事業団提出用（様式1-1）と、学園用（本書）の2枚に記入し、両方学園宛にお送りください。

(様式1-1)

令和 年 月 日

寄 付 申 込 書

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

郵便番号

—

所在地

電話番号

寄付者名
(社名)

代表者名

私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第152条第5項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

- | | | | |
|------------------|---|------|-----|
| 1. 寄 付 金 の 額 | 金 | | 円 |
| 2. 寄 付 金 払 込 期 日 | 令和 | 年 | 月 日 |
| 3. 指 定 学 校 法 人 名 | 学校法人 | 甲南学園 | |
| 4. 確 認 事 項 | <ul style="list-style-type: none">・当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。・税制上の不当な軽減を企図したものではありません。・子弟等の入学に関するものではありません。・役員と指定先学校法人の理事が同一の場合、当該寄付について、所定の手続き（役員会決議など）を経ています。・反社会的勢力※との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明します。
※暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。 | | |

(注) 学校法人を経由してご提出ください

<決定通知・振込依頼の通知 サンプル>

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇 様

学校法人 甲南学園
スポーツ強化支援室長
〇 〇 〇 〇

拝啓 貴殿におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度はスポーツ教育力強化支援への寄付をお申し出いただき、誠に有難うございました。更なる事業の充実を図り、学生や父母、教職員、学園関係者、卒業生をはじめ、広く社会から支援される団体・学生アスリートの育成を目指してまいりますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、お手数をおかけしますが、お申し出いただきました寄付金は、下記口座へご入金いただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴殿のますますのご健勝をお祈り申し上げますとともに、略儀ながら書中をもちまして御礼申し上げます。

敬具

記

<スポーツ強化支援寄付>

1. 寄付金額 金〇〇円 也
2. 寄付の目的 体育会〇〇部に対するスポーツ教育力強化支援
3. 寄付金振込口座
 - ・銀行名 〇〇銀行〇〇
 - ・口座名 〇〇〇〇〇〇〇
 - ・口座番号 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

以 上

〒658-8501

兵庫県神戸市東灘区岡本 8-9-1

学校法人 甲南学園 スポーツ強化支援室

TEL (078) 435-2055

FAX (078) 435-2552

e-mail spro@adm.konan-u.ac.jp